

小平市介護老人福祉施設等入所指針

施行平成15年12月1日

改正平成21年5月12日

平成27年4月1日

1 目的

この指針は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を高めるとともに、施設入所のより円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

入所の対象となる者は、要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なもの及び要介護1又は2の者であって、次に掲げるいずれかの事情により、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるもの（以下「特例入所対象者」という。）とする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所の申込み

(1) 申込方法

入所を希望する本人又はその家族等（以下「入所希望者等」という。）は、介護老人福祉施設等入所申込書兼調査書（以下「申込書」という。）に、介護保険被保険者証の写し及び要介護認定一次判定資料の写しを添付して、直接施設に入所の申込みを行うものとする。

入所希望者等のうち、特例入所対象者に該当することを理由に申込みを行う者は、理由その他必要事項を記載するものとする。

この場合において、入所希望者等の委任を受けた居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの介護支援専門員等は、入所の申込みを代行することができる。

(2) 入所希望者等への説明

施設は、入所希望者等から申込みを受けた場合、入所決定までの手続き及び入所の必要

性を評価する基準等について十分に説明しなければならない。

(3) 入所申込者名簿の管理

ア 施設は、申込書を受理した場合、入所申込者名簿にその内容を記載して管理するものとする。

イ 施設は、申込書を受理された者（以下「入所申込者」という。）に辞退や削除等の事由が生じた場合、その内容を記録するものとする。

ウ 施設は、すべての入所申込者について、原則として毎年度1回、現況について把握するよう努めるものとする。

(4) 状況変化について

入所申込者又はその家族等は、入所申込者の状況（要介護度の変更、他施設への入所、死亡等）及び介護者の状況が変化した場合、その状況を施設に届け出るものとする。

4 特例入所に係る施設と小平市の情報共有等

(1) 小平市の被保険者からの申込みの取扱い

ア 施設は、小平市の被保険者から特例入所対象者に該当することを理由とする申込みがあった場合、小平市に書面にて情報提供を行い、必要に応じて、申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を小平市に求めることができる。

イ 小平市は、施設から意見を求められた場合に、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員等からの居宅における生活の困難度の聴取の内容などを踏まえ、適宜書面にて回答するものとする。

ウ 施設は、下記6で規定する入所検討委員会の開催等に当たっても、必要に応じて、改めて小平市に意見を求めることができる。

(2) 他区市町村の被保険者からの申込みの取扱い

小平市以外の被保険者区市町村の被保険者から特例入所対象者に該当することを理由とする申込みがあった場合の取扱いについては、各被保険者区市町村での情報共有等についての定めによることとする。

(3) その他

特例入所に係る施設と小平市の情報共有等に関して、この指針に定めのない事項については、施設等関係機関と小平市で協議の上、定めるものとする。

5 入所の優先度評価

(1) 優先度評価の実施

施設長は、入所申込者の評価基準（別表）に基づき、すべての入所申込者に対して優先度評価を行うものとする。

(2) 状況が変化した場合の再評価

優先度評価が行われた入所申込者について、その状況が変化した場合の届出が提出された

場合、施設長は再評価を行わなければならない。

(3) 評価結果の整理

施設長は、優先度評価又は再評価を行った場合、その結果を入所申込者名簿に記載するものとする。

6 入所検討委員会

(1) 設置

施設長は、入所の決定に係る事務を適正に処理するために、優先度評価の判定結果について審査を行う合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、委員会には、第三者（当該法人の評議員、地域の福祉関係者等）を加えることが望ましい。

(3) 招集等

委員会は、施設長が招集し、原則として2か月に1回開催する。

(4) 入所選考者名簿の作成

委員会は、施設長が行った優先度評価の判定結果を審査し、優先度の高い順に入所選考者名簿を作成するものとする。

(5) 記録の保管

委員会は、審査の内容について議事録を作成し、優先度評価に使用した書類とともに2年間保管しなければならない。（4（1）での小平市の意見を含む）

7 入所の決定

入所の決定は、入所選考者名簿に記載された者であって優先度の高いもののうち、申込者の居住地域、男女別構成、ユニットケア等の施設運営との整合性、入所待ちの期間、本人等の意向、緊急的に対応すべき事柄等を勘案し、施設長が行うものとする。

8 判定結果の説明と申込者へのフォロー

施設は、優先度評価の判定結果及び委員会における審査の経過について、入所申込者及びその家族等から説明を求められた場合、十分な説明を行うものとする。また、入所に至らない入所申込者に対し、地域包括支援センター等と連携を図り、在宅での生活を支援していくための必要な措置が講じられるよう努めなければならない。

9 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、施設長の判断により入所を決定することができるものとする。

- (1) 災害、事件、事故等により委員会を招集する余裕がない場合
- (2) 老人福祉法に定める措置の委託による場合
- (3) 入所者が医療機関に入院する必要がある場合であって、おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合

10 入所辞退者の取扱い

入所申込者及びその家族等の都合により入所の辞退があった場合は、施設長の判断によりその者の優先度の順位を繰り下げるものとする。再度の辞退があった場合は、その者を入所申込者名簿及び入所選考者名簿から削除することができる。

11 適正運用

- (1) 施設長は、この指針に基づき適正に入所の決定を行わなければならない。
- (2) 小平市は、この指針の適正な運用について、施設に対して必要な助言を行うことができる。

12 指針の見直し

この指針の内容を見直す必要がある場合は、施設と協議の上、見直すことができるものとする。

13 実施時期

この指針は、平成27年4月1日から施行する

別表

入所申込者の評価基準

評 価 項 目			配点	
介護の必要の程度	要介護度	要介護5	5	
		要介護4	4	
		要介護3	3	
		要介護2	2	
		要介護1	1	
	認知症等に伴う問題行動の有無による加算	要介護認定第一次判定資料の第3群の一部(3-8、3-9)及び第4群に記載された問題行動	「ある」のチェックが6項目以上	2
			「ある」のチェックが1から5項目	1
「ある」のチェックがない			0	
介護提供の環境や困難度	介護者の有無とその状況	介護者がいない	5	
			5	
		介護者がいる	病気や障害がある	4
			病弱、高齢である	2
			就労、育児、複数介護をしている	2
			手伝う者がいない	1
	問題なし	0		
	住宅の状況	住宅がない、又は立ち退きを求められている		3
住宅が介護上問題がある		2		
介護上の問題はない		0		
考慮すべき特別な事由	《特別な事由とされる例》 ・在宅生活において、本人と介護者（家族）の関係に問題がある。 ・介護老人保健施設や病院等に入所（入院）中だが、退所（退院）後、在宅生活が困難で、転院先が見つからない。 ・他の介護老人福祉施設に入所しているが、都合により近隣の介護老人福祉施設に入所を希望している。 ・老人保健施設等を転々としているため、生活面の安定がない。 ・本人が在宅でのサービスを拒否しているため、サービスの利用ができない。 ・介護者が急死、又は入院した。 ・その他、特別に配慮しなければならない個別の事情がある。		5点を限度	